

アンケ	ート概要	1
基本情	· 報	
問 1	年齡	2
問2	あなたのお住まいの地域は(町丁目まで)	2
問3	区内にお住いの年数は	3
問4	あなたの職業は	3
問5	あなたを含む同居者の人数は	4
問6	あなたと一緒に暮らす子どもは	4
喫煙に	ついて	
問7	あなたは喫煙者ですか	5
問8	あなたと同居する方に喫煙者はいますか	5
問9	問7で「はい」と答えた方にお聞きします。普段どこで喫煙していますか	6
問10	問9で、「道路」や「公園」で喫煙していると回答した方は、吸殻をどの ように処理していますか	6
問11	問了で「はい」と答えた方にお聞きします。禁煙したいと考えたことはあ りますか	6
問12	問11で「ある」と答えた方にお聞きします。禁煙したいと考えたきっか けは何ですか	6
改正法	・都条例について	
問13	「受動喫煙」という言葉を知っていますか	7
問14	2020年4月1日に受動喫煙に関する改正法・都条例が施行されたことを 知っていますか	8
問15	改正法・都条例で多数の者が集まる施設での喫煙ルールが定められたこと を知っていますか	8
問16	標識の種類によって喫煙可能場所でできることや、喫煙可能なたばこの種 類が限定されることなどを理解していますか	9
問17	板橋区では区役所などの行政機関は、敷地内禁煙であることを知っていま すか	10
問18	保育園・幼稚園・学校などは、敷地内禁煙であることを知っていますか	10
問19	喫煙禁止場所で喫煙すると、指導や過料の対象になることを知っています か	11
問20	喫煙する方には、周囲の方へ受動喫煙させないようにする配慮義務が課せられていることを知っていますか	11
受動喫	煙について	
問21	喫煙したあとに(した方の)服についた、においを感じたことはあります か	12

問22	受動喫煙にあったことはありますか	12
問23	問22で「はい」と答えた方にお聞きします。どのような場所で受動喫煙	13
اما کا	にあいましたか	10
問24	飲食店に入店する際に標識を確認しますか	14
問25	どの標識の飲食店に入店したいですか	14
問26	問25で選んだ理由をお聞かせください	15
問27	受動喫煙防止対策を強化してほしい場所はどこですか	16
問28	 受動喫煙防止対策として、区に取り組んでほしいことはありますか	17
10,20	文判疾性的正対象として、区に取り組んではしいことはめりよりか	~18

※ n (number of cases) は、その設問に対する回答者の総数を示しています。 質問によっては複数の回答を得たものがあります。

また、質問によっては、回答がなかった、もしくは、択一選択の質問に複数の回答があったため、総数について整合がとれていない部分があります。

令和2年度 第4回いたばし・タウンモニター いたばし・eモニターアンケート

アンケート概要
受動喫煙について

2 調查目的

2020年4月1日より、改正健康増進法(以下「改正法」)と東京都受動喫煙防止条例(以下「都条例」)が施行され、決められた場所以外での喫煙ができなくなりました。 板橋区では法律や条例の普及啓発活動に取り組んでおります。

つきましては、法律や条例に関する区民の方々の意識や、認知度を確認し、今後の事業 展開に資するため、アンケート調査を実施することといたしました。

3 調査対象

(1) いたばし・タウンモニター 49名 (2) いたばし・eモニター 119名

4 調査方法

- (1) いたばし・タウンモニター 郵送及びインターネット回答
- (2) いたばし・e モニター インターネット回答

5 調査期間

(1) いたばし・タウンモニター 2020年12月1日(火)から2020年12月15日(火)まで

(2) いたばし・e モニター 2020年12月1日(火)から2020年12月15日(火)23時59分まで

6 回答結果(回答率)

	回答数(人)	回答率(%)
タウンモニター	43	87.8%
e モニター	42	35.3%
計	85	50.6%

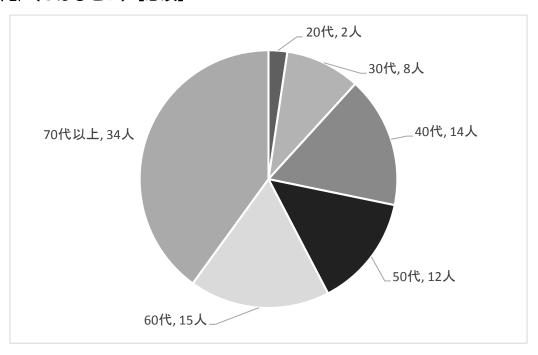
7 その他

紙面の関係上、同様の内容のものについては要約・省略をしているものもあります。また、 ご意見・ご要望等で、アンケートに関連のない内容等については、割愛させていただきました。

回答の比率(%)は、小数点第二位を四捨五入しています。したがって、数値の合計が 100%にならない場合があります。

基本情報

問1 年齢(〇はひとつ)【必須】



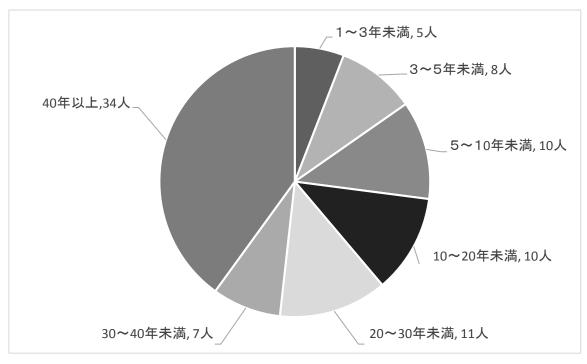
n=85

問2 あなたのお住まいの地域は(町丁目まで)【必須】

地域	人数	地域	人数	地域	人数
稲荷台	1人	小豆沢	3人	中丸町	1人
栄町	1人	小茂根	2人	中台	3人
加賀	3人	上板橋	1人	中板橋	2人
宮本町	3人	成増	4人	仲町	2人
熊野町	1人	赤塚	5人	東坂下	2人
向原	5人	前野町	5人	東新町	1人
高島平	3人	双葉町	1人	徳丸	7人
坂下	2人	大原町	1人	南常盤台	1人
三園	2人	大山金井町	1人	富士見町	1人
四葉	2人	大山西町	3人	本町	1人
志村	2人	大山町	1人	弥生町	4人
若木	1人	大谷口北町	2人	蓮根	2人
舟渡	1人	大和町	2人		

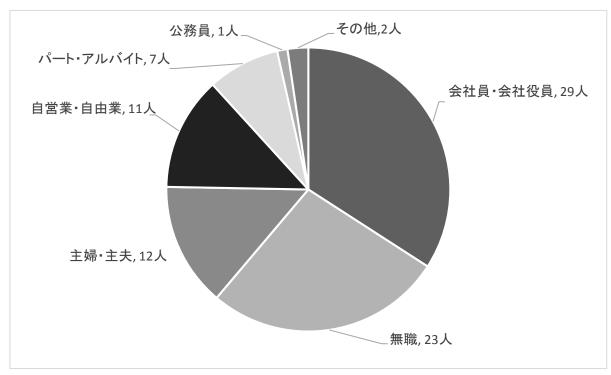
n=85

問3 区内にお住いの年数は(〇はひとつ)【必須】



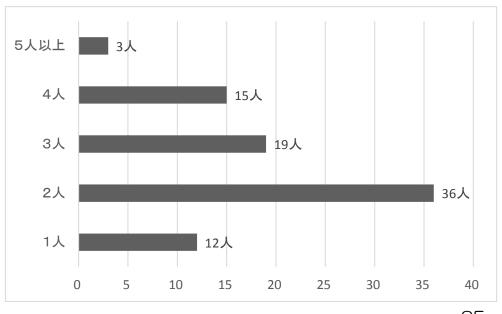
n=85

問4 あなたの職業は(Oはひとつ)【必須】



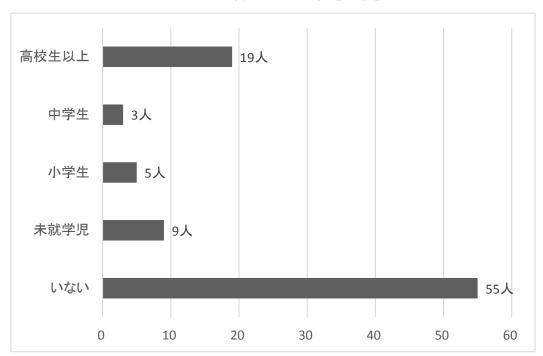
n=85

問5 あなたを含む同居者の人数は(〇はひとつ)【必須】



n=85

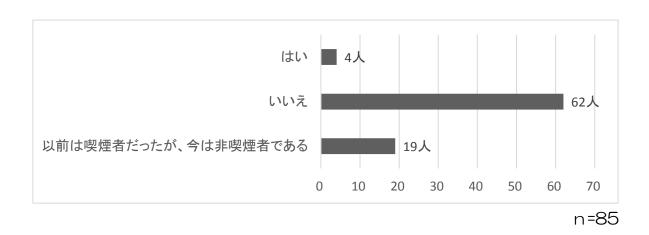
問6 あなたと一緒に暮らす子どもは(複数回答可)【必須】



n=91

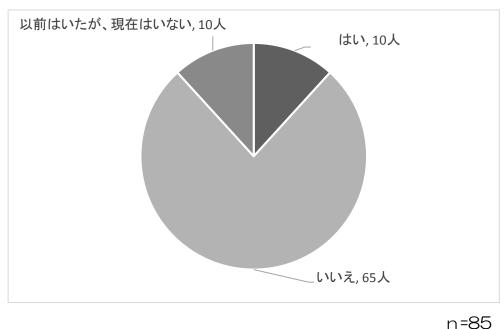
喫煙について

問7 あなたは喫煙者ですか(Oはひとつ)【必須】



「いいえ」が 62 人(72.9%) と最も多かった。次いで「以前は喫煙者だったが、今は 非喫煙者である」が 19 人(22.4%) であった。

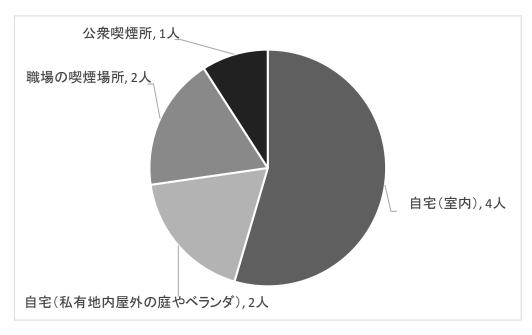
問8 あなたと同居する方に喫煙者はいますか(Oはひとつ) 【必須】



「いいえ」が65人(76.5%)と最も多かった。「はい」及び「以前はいたが、現在はいない」が10人(11.8%)であった。

問9 問7で「はい」と答えた方にお聞きします。普段どこで喫煙していますか(複数回答

可)



n=9

「自宅(室内)」と回答した人が6人(54.5%)と最も多かった。次いで、「自宅(私有地屋外の庭やベランダ)及び「職場の喫煙場所」が2人(18.2%)であった。

問10 問9で、「道路」や「公園」で喫煙していると回答した方は、吸殻をどのように処理していますか

問9で、「道路」や「公園」で喫煙していると回答した人が0人のため、該当なし

問11 問7で「はい」と答えた方にお聞きします。禁煙したいと考えたことはありますか (Oはひとつ)

ある	1人
ない	3人
合計	4人

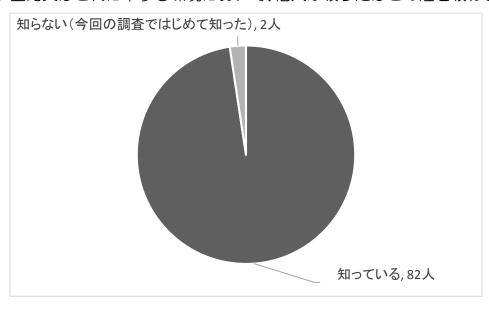
問12 問11で「ある」と答えた方にお聞きします。禁煙したいと考えたきっかけは何で すか

問11で「ある」と回答した人は1人であったが、回答なし

改正法・都条例について

問13 「受動喫煙」という言葉を知っていますか(Oは一つ) 【必須】

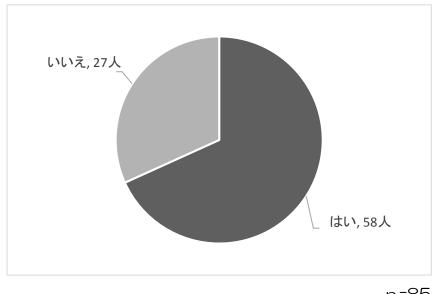
※受動喫煙:室内又はこれに準ずる環境において、他人が吸うたばこの煙を吸わされること。



n = 84

「知っている」と回答した人が82人(97.6%)であった。「知らない(今回の調査では じめて知った」と回答した人が2人(2.4%)であった。

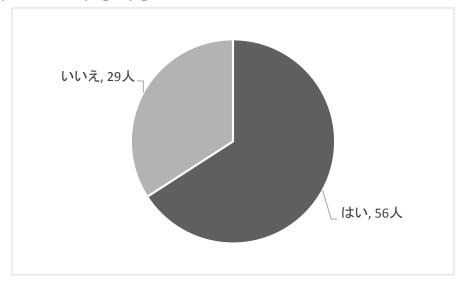
問14 2020年4月1日に受動喫煙に関する改正法・都条例が施行されたことを知っていますか(Oはひとつ)【必須】



n=85

「はい」と回答した人が 58 人(68.2%) であった。「いいえ」と回答した人が 27 人(31.8%) であった。

問15 改正法・都条例で多数の者が集まる施設での喫煙ルールが定められたことを知っていますか(Oはひとつ)【必須】



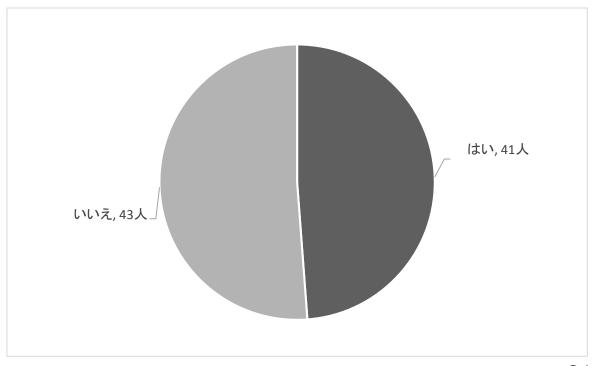
n=85

「はい」と回答した人が 56 人(65.9%) であった。「いいえ」と回答した人が 29 人(34.1%) であった。

問16 標識の種類によって喫煙可能場所でできることや、喫煙可能なたばこの種類が限定されることなどを理解していますか(Oはひとつ)【必須】

(標識の例)

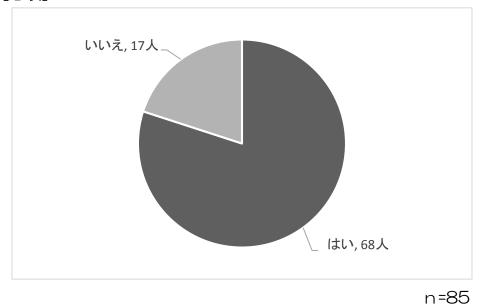




n = 84

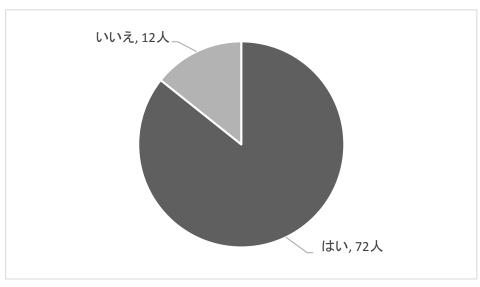
「いいえ」と回答した人が 43 人(51.2%) であった。「はい」と回答した人が 41 人(48.8%) であった。

問17 板橋区では区役所などの行政機関は、敷地内禁煙であることを知っていますか(Oはひとつ)【必須】



「はい」と回答した人が68人(80%)であった。「いいえ」と回答した人が17人(20%)であった。

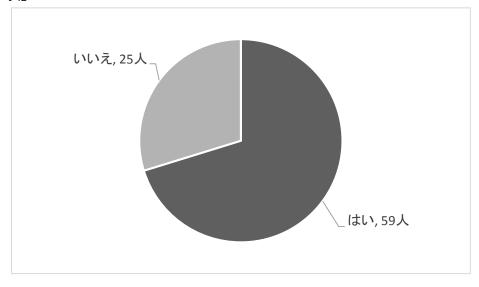
問18 保育園・幼稚園・学校などは、敷地内禁煙であることを知っていますか(Oはひとつ)【必須】



n = 84

「はい」と回答した人が 72 人(85.7%) であった。「いいえ」と回答した人が 12 人(14.3%) であった。

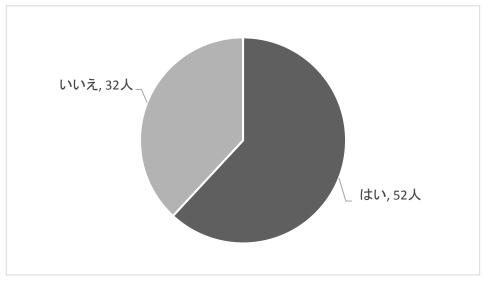
問19 喫煙禁止場所で喫煙すると、指導や過料の対象になることを知っていますか(Oはひとつ) 【必須】



n=84

「はい」と回答した人が 59 人(70.2%) であった。「いいえ」と回答した人が 25 人(29.8%) であった。

問20 喫煙する方には、周囲の方へ受動喫煙させないようにする配慮義務が課せられていることを知っていますか(Oはひとつ)【必須】

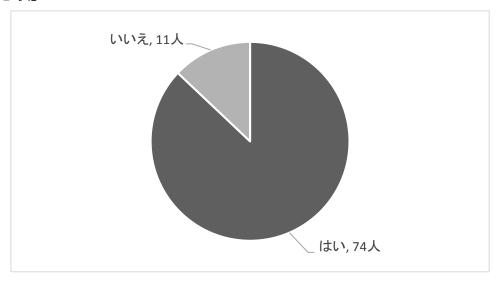


n = 84

「はい」と回答した人が 52 人(61.9%) であった。「いいえ」と回答した人が 32 人(38.1%) であった。

受動喫煙について

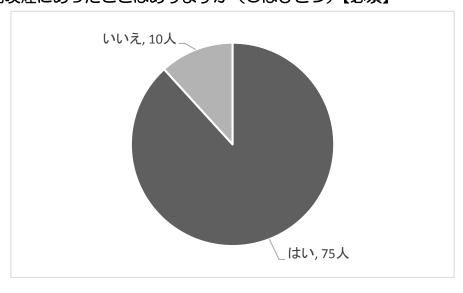
問21 喫煙したあとに(した方の)服についた、においを感じたことはありますか(Oはひとつ) 【必須】



n=85

「はい」と回答した人が 74 人(87.1%) であった。「いいえ」と回答した人が 11 人(12.9%) であった。

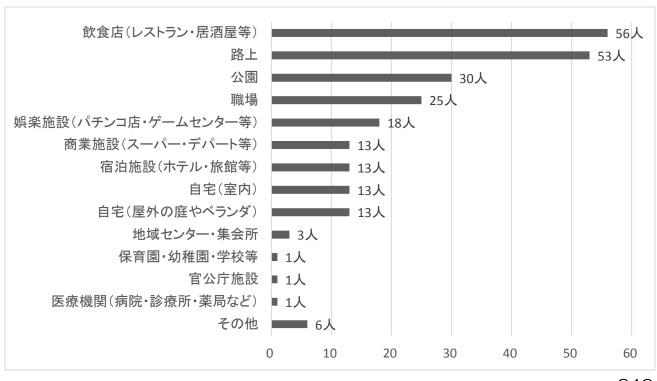
問22 受動喫煙にあったことはありますか(Oはひとつ)【必須】



n = 85

「はい」と回答した人が 75 人(88.2%) であった。「いいえ」と回答した人が 10 人(11.8%) であった。

問23 問22で「はい」と答えた方にお聞きします。どのような場所で受動喫煙にあいましたか(複数回答可)



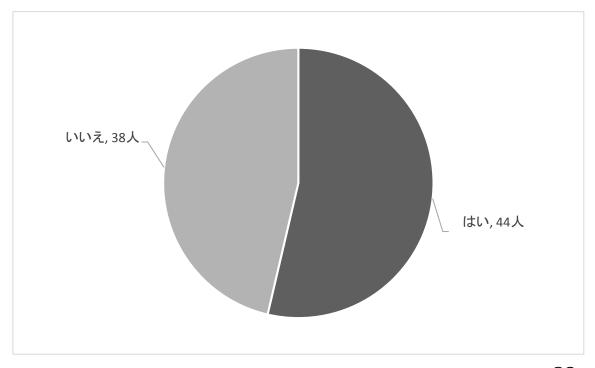
n = 246

くその他の回答>

- 駅
- ・ 喫煙者の服
- 車内

「飲食店(レストラン・居酒屋等)」が 56 人(22.8%) と最も多かった。次いで、「路上」が 53 人(21.5%)、「公園」が 30 人(12.2%) であった。

問24 飲食店に入店する際に標識を確認しますか(〇はひとつ)【必須】



n = 82

「はい」と回答した人が 44 人(53.7%) であった。「いいえ」と回答した人が 38 人(46.3%) であった。

問25 どの標識の飲食店に入店したいですか(Oはひとつ)【必須】

喫煙専用室あり(専用室以外は禁煙。専用室内は喫煙しながらの飲食は不可)	13人
喫煙可能店・目的店(店内全部喫煙可。喫煙しながらの飲食可)	5人
加熱式たばこ専用喫煙室あり(喫煙室以外は禁煙。加熱式たばこに限り喫煙しながら飲食可)	1人
禁煙	66人
合計	85人

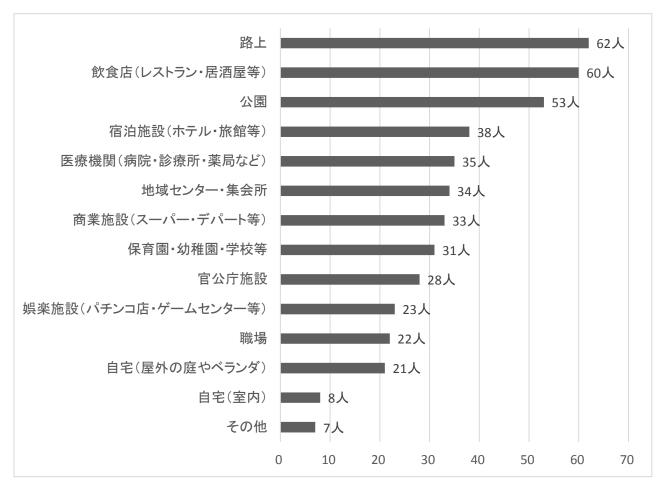
問26 問25で選んだ理由をお聞かせください【必須】

- 1 「喫煙専用室あり(専用室以外は禁煙。専用室内は喫煙しながらの飲食は不可)」を選 んだ理由
 - ちゃんと対策がとられているから。
 - ・喫煙室があれば利用するから。
 - ・ 喫煙者の匂いや煙が嫌いだから。
 - ・喫煙者の権利でもあるので、専用区域は仕方ない。
 - 専売公社として販売する以上は規定を守っての喫煙は認めるべき。
 - 同行者が喫煙者であれば、喫煙可能店に入る。
- 2 「喫煙可能店・目的店(店内全部喫煙可。喫煙しながらの飲食可)」を選んだ理由
 - パートナーが喫煙者のため。
 - ・ 喫煙者と食事がしにくいため。
 - ・以前に喫煙者だったので、気にならないため。
- 3 「加熱式たばこ専用喫煙室あり(喫煙室以外は禁煙。加熱式たばこに限り喫煙しながら飲食可)」を選んだ理由
- 記載なし

4 「禁煙」を選んだ理由

- ・喫煙者でないため。
- たばこが嫌いだから。
- たばこは身体に害のため。
- たばこのにおいが嫌だから。
- たばこを吸わないほうが部屋の空気が良いと思うから。
- においがしただけで、美味しいものも美味しくなくなると思っているから。
- においがすると気持ちが悪くなるため。
- 生理的に受け付けないため。
- 服ににおいがつくため。
- 標識がわかりやすいため。
- こどもがいるため。

問27 受動喫煙防止対策を強化してほしい場所はどこですか(複数回答可)【必須】



n = 455

「路上」が62人(13.6%)と最も多かった。次いで「飲食店(レストラン・居酒屋等)」が60人(13.2%)、「公園」が53人(11.6%)であった。

問28 受動喫煙防止対策として、区に取り組んでほしいことはありますか

○喫煙ルールについて

- ・バス停留所付近の喫煙対策、歩行しながらの喫煙の禁止(11人)。
- ・喫煙許可場所以外で喫煙した者に対する罰則規定(罰金刑等)の強化(10人)。
- ポイ捨てが多い(6人)。
- ・区全体を禁煙にしてほしい(5人)。
- ・公園や屋内施設の全面喫煙禁止条例を作ってほしい(4人)。
- ・公園や通勤通学経路の喫煙やポイ捨ては、条例があるなら抜き打ちチェックをしてほしい(4人)。
- 店内でたばこを禁止された人が道路に出て喫煙するのをやめてほしい(3人)。
- 指導員に強い権限を渡すべき。指導員に適した人を雇うべき(3人)。
- •屋外の灰皿を置く場所のルール化をしてほしい。
- たばこ店の近くのオープンな路上喫煙スペースを設けることをたばこ店に禁止してほ しい。
- ・ 喫煙者の登録と購入数制限。
- たばこの税金を倍以上に値上げしてほしい。
- ・中途半端な指導・罰則でなく、やるなら徹底的に指導・過料を課すべき。
- あくまでも受動喫煙を防止するのが目的。喫煙者に必要以上の制限を与えるのはいかがなものかと思う。
- 防止対策のための税の支出は少なめにしてほしい。

○喫煙所について

- ・駅前広場等に喫煙専用室(コーナー)が設置してあるが、囲いがあるだけで煙が外に漏れて吸い込んでしまう。周囲が受動喫煙しないようなつくりを希望(4人)。
- ・喫煙所は区に申請して、その場所を調査して人数や広さの確認をしてから可能かどうか、区が管理してほしい(2人)。
- ・板橋区営の有料喫煙場の設置(設置場所は受動喫煙被害が発生しない場所と建物)。
- ・ 喫煙可の場所で人数制限をしてほしい。
- 喫煙者に禁煙場所であることを、明確にわかるような標識を出してほしい。
- ・受動喫煙の可能性がある場所では禁煙にする代わりに、喫煙ができるスペースは確保するのが必要なバランスだと思う。
- ・喫煙所を設けた店への支援・助成の充実。
- 公園など公共の場所で、喫煙できる施設を増やしてほしい。

○啓発について

- ・飲食店等でポスター掲示をもっと徹底してほしい(2人)。
- ・禁煙について、講習会を開いて欲しい。
- 板橋区の広報いたばしに受動喫煙防止の特集を掲載してほしい。
- ・啓発は、区内のたばこの事業所に広告を出してもらい、たばこ店に「マナーを守って嗜みましょう」という内容でチラシを設置するとよい。
- 「煙嫌です」缶バッチのような第三者から見ても把握するようなものをかばんに身に着けたい。希望者は区役所で受け取れる政策をしてほしい。キャラクター化すれば子どもから高齢者まで受け入れやすいかもしれない。
- ・お店での喫煙は喫煙可かどうかの看板表示を推進してもらえれば、吸う人、吸わない人が自然と別れて、お店も困らず良いと思う。
- ・各施設は独自に強化していくと思うので、区には公園や路上での禁煙運動をもっと強化 していただきたい。

○その他

- 若い人や学童児童への配慮を徹底してほしい(4人)。
- ・喫煙者の居場所がない(3人)。
- 禁煙できる治療費を無料にして、もっと多くの人に働きかけてほしい。
- 区が受動喫煙防止対策に真剣に取り組んでいる姿勢が皆さんに伝わりますように。
- たばこを販売している限りどこかで誰かが吸うのは当然だと思う。
- 板橋区は特に歩きたばこ、路上喫煙が多いイメージがある。
- 個人のお店や自動販売機の前に灰皿を置くと喫煙者が集まる。
- ・喫煙者に別の楽しみを教えてあげてください。
- ・喫煙所を作ればよいというものではないと思う。嗜好の好き嫌いは扱いがとても難しいと思う。 両者の着地点はないのではと思う。
- ・道路での禁煙表示は駅の近くに限定されているが、人の往来が激しく表示が薄れてしまっている、定期的なペイントの補修を希望する。